

**質問（小池利雄議員）** 生活保護受給者への就労生活相談員の支援状況と多角的な自立支援対策について伺います。

**答弁（市長）** 生活保護受給者に対する自立支援の取り組みについては、六十五歳以下の稼働年齢層の生活保護受給者を対象に就労指導を行っており、平成二十三年度に配置した生活保護就労支援相談員がケースワーカー、ハローワークの就労支援担当者と連携し、生活保護受給者の年齢、能力、病状及び就労

阻害要因を個別に検討を行っています。さらに、履歴書の書き方から面接の受け方を指導するとともにハローワークに同行して情報提供や助言など、就労意欲と就労能力のある受給者に対し、きめ細かな支援を行っております。

平成二十三年度の就労支援相談員の企業訪問件数は、パートや短時間勤務の就労形態を中心として五百十八社の企業を訪問し、就労相談件数は五十八件で、このうち二十八名の方が就

## 生活保護受給者の自立支援対策について



市民生活の便利さを広げる住民基本台帳カード  
(白い部分に個人情報が入ります)

## 住民基本台帳カードの多目的利用について

**質問（滝田一郎議員）** 市民の利便性向上の一環として証明書等のコンビニ交付を導入すべきと思うが市の考えを伺います。

**答弁（市民生活部長）** 各証明書のコンビニ交付については、平成十九年三月に総務省が策定した新電子自治体推進指針に基づき始められた制度で、住民基本台帳カードを利用して住民票の写し等の交付をコンビニで受けられるというサービスであります。現在はセブンイレブンのみの取り扱いとなっております

が、順次取扱店が増える見込みであります。

コンビニ交付の導入に係る初期費用としては、ICカード発行システム等の導入費用に九百六十三万円、その後の維持管理費として年額三百二十四万円、財団法人地方自治情報センターに支払う運営負担金等が年額三百九十五万円であります。

コンビニ交付において、個人認証に用いるのは住民基本台帳カードとなりますが、従来のカードから住民基本台帳カードへの

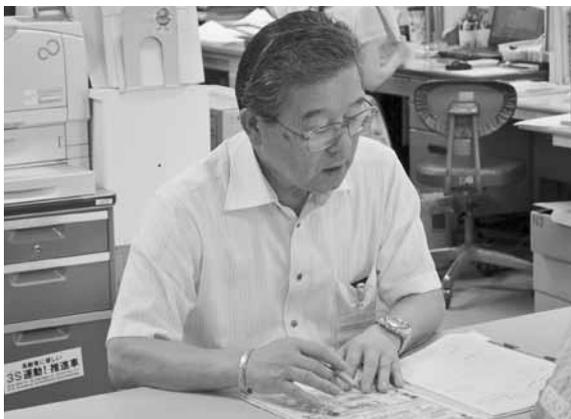
切り替えをどう進めていくかというのも導入の際の課題となります。切り替えを進めていくために、ある程度時間をかけて広く周知する必要があります。

現在、仮設庁舎A棟、湯津上支所及び黒羽支所に各一台の自動交付機が稼働していますが、経費面から自動交付機を廃止してコンビニ交付に切り替える必要があると考えております。自動交付機の契約の問題もある中で、平成二十八年一月の契約期間満了を機にコンビニ交付の導入について早急に調査研究を進めていきたいと考えております。

労に結びついており、こうした積極的な支援活動により大きな実績を上げています。

しかしながら、生活保護受給者は、家庭環境などの要因により、生活力や就労意欲が著しく低いため、就労しても短期間で退職してしまうなど、紹介した企業や事業所との信頼関係が損なわれることも課題となっております。

このようなことから自立の阻害要因となっており、課題の解消を図るため、居宅への訪問を頻繁に行うなど、生活実態を的確に把握し、生活再建に向けた具体的な展望を考えるなど、きめ細かな支援や就労支援指導を行ってまいります。



生活保護者に就労支援指導する相談員